第5回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査WG

# 性犯罪再犯防止指導の現状と課題

嶋田 洋徳 (早稲田大学人間科学学術院) (日本認知・行<u>動療法学会理事長)</u>

# 今回の話題提供の大前提として

### 前提、R3指導の取り組みについて

- ・わが国の特別改善指導の<mark>先駆的な取り組み</mark>として, 刑事施設の特徴や制約をうまく活用している
- ・当初は手探りで始められたが,十数年の実践の積み <u>重ねのうちにノウハウが蓄積されてき</u>ている
- ・施策としてだけではなく、学術的にも注目に値する取り組みである
- ・R3の社会への影響が当初考えた以上に大きく,司法領域の公的施設に限らず,性加害行動の対応に苦慮する医療施設,福祉施設,教育施設,民間心理相談施設からの問合せも多い(成人,少年)
- ・わが国において,認知行動療法が最初に国施策的に 本格的に採用された(cf. うつ病の診療報酬化)
  - → 非常に画期的な取り組みである

# 認知行動療法 (CBT) とは?

### 認知行動療法(Cognitive Behavior Therapy)

クライエントの問題行動や不適応症状に関連する行動的,情緒的,認知的,身体的問題を治療標的とし、学習理論をはじめとする行動科学の諸理論や行動変容の諸技法を用いて、不適応な反応を軽減するとともに適応的な反応を学習させていく心理療法であり、最終的には、セルフ・コントロールの獲得を目指す

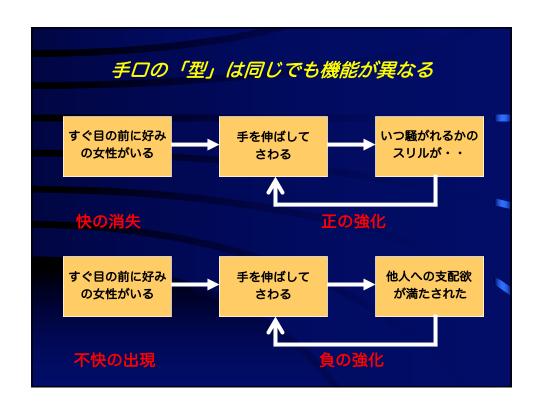
# <mark>認知行動療法が仮定するパーソナリティ(人格)</mark> 環境刺激Sに対する反応傾向Rの差異と考える

→ 問題を解決するには反応傾向の変容 あるいは,環境調整(刺激統制) 具体的問題の追求 → 問題解決(標的行動)

# R3の改善が可能であると思われる点

### 課題1. R3の効果のとらえ方について

- ・現在の評価は、再犯したかどうかというアウトカム 指標のみが重視されている
- ・同一プログラムを実施しても、同程度の成果が期待 できるわけではなく、個々の対象者のアセスメント に基づいて、指導者が個々の目標を定めている
- ・認知行動療法の枠組みに基づけば、本件あるいは類似の事件時の環境と、同じ環境(S)に出くわしても、別の反応(認知、行動、情動)(R)を引き出せるかどうかということが肝要である
- ・実務に携わる職員であれば,それらの変化は把握す ることが可能であるが,評価する観点(指標)が整 備されていない
  - → プロセス指標の考え方の導入?



# R3の改善が可能であると思われる点 課題2.調査と教育の機能的な連携について ・アセスメント(調査)は、科学的手法による性犯罪者調査に基づいており、密度決定等に際して、一定の意義がある ・処遇(教育)の際に必要とされるアセスメントは、調査によるアセスメントとその観点がやや異なっており、どのように指導をすれば、再犯から遠ざかれるのかという「見立て」の観点が必要である ・教育の実施時には、行動科学的に必要なアセスメント(行動の維持等)があらためて行われており、調査結果が活用されることは(残念ながら)ほとんどない(cf. 医療における予診と見立ての関係性) → 調査にケース・フォーミュレーションの導入?

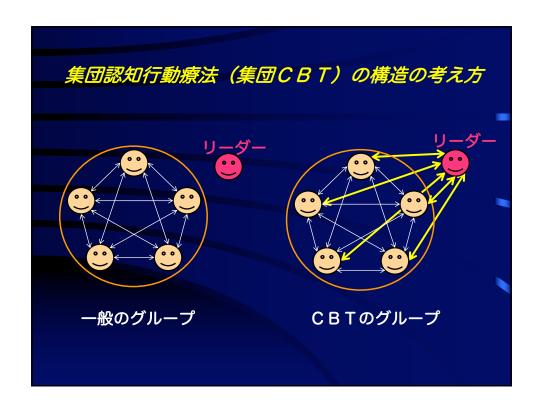
# 性犯罪者処遇(R3)プログラムの構成「要素」

- 1. 情報提供・心理教育・自己理解 犯罪行動の生起とリスクやニーズの理解
- 2. 認知の歪みの変容 (認知的技法) 認知の多様性と認知的再体制化など
- 3. 対人関係スキルの獲得(行動的技法) ソーシャルスキルトレーニングなど
- 4. 共感性の育成・感情のコントロール(情動的技法) 感情の生起とコントロールの方法など
- 再発防止計画・メンテナンス
   リラプス・プリベンションなど

# R3の改善が可能であると思われる点

### 課題3. 認知行動療法の理論とスキルについて

- ・わが国の法制度などを踏まえると、罪種等に基づいた処遇が行われていくことは動かすことができないが、単純に同種犯罪(型)をグループ化して同じように教育すればよいというわけではなく、アセスメントを踏まえ、個々の受刑者の問題性(機能)に応じた指導を行うことが重要である
- ・R3プログラムは網羅的に作成されているため、当該の対象者にどの内容(認知、行動、情動)をより 強調して用いていくのかという観点が必要である
- ・R3は集団認知行動療法がベースとなっていることから、その形式に適した人を対象者にすると、より効果が得られやすい(cf. 社交不安傾向)
  - → 枠組みの整備と実務担当者以外の研修?



# R3の改善が可能であると思われる点

### 課題4. R3の実務を担当する職員について

- ・集団認知行動療法の効果性を高めるためには、異なる特徴を有する(ように見える)指導者が複数いることが有用である
- ・教育部門と処遇部門が連携できる場合は,多様な立 場の者が指導者として参画することも有用である
- ・マニュアルにすべて記述することが困難な比較的専門性の高い指導であるため、短期間の定期的な人事 異動にはなじまない側面がある(民間でも習得には 3~5年程度の経験は必要)
- ・特に女性の職員が,性犯罪者に対峙して効果的な教育を行うためには,(男性を含めて)相応のスキルの習得とメンタルケアが必要である
  - → 認知行動療法プロパーを組織的に育成?

# R3の改善が可能であると思われる点

### 課題5. 現行の指導形式になじまない者について

- ・R3の集団認知行動療法の形式にすべての対象者を 当てはめるには、現実的にさまざまな多くの困難が ある(ex.薬剤利用が望ましい者)
- ・刑事施設にある程度は適応ができていても、能力的にコミュニケーションスキルに著しく困難がある者(知的側面,発達的側面を含む内省能力や言語化能力等),主に不安に起因して集団適応が困難な者,特有のコミュニケーションスタイルを用いる者もいる(cf.本件否認,性的動機の否認)
- ・現在は、実務担当者が指導の技術的工夫を行うことをもって補っているが、それらの習得機会になりうるSV体制等は施設によって大きく異なっている
  - → R3の<mark>指導形式</mark>(小集団形式,個別形式等)に 多様性をもたせ,SV体制を中央が整える?

# R3の改善が可能であると思われる点

### 課題6. 社会内処遇との機能的な連携について

- ・R3の効果は、施設内の変化にとどまらず、やはり 社会内での変化が求められるため、効果の継続性を 考えると、保護観察所のR3プログラムや民間の医 療機関、自助グループ等における支援につなげてい くという視点は重要である(ex. 出所日に再犯)
- ・刑事施設の取り組みの効果は相応にあるが、社会内の他の機関や機会の場等というリソースが極端に少なく(量的)、性加害に取り組んでいる施設でも、 独自の考え方や手続きを用いているところがあり、 実質的継続になっていない(質的)
  - → 民間にプログラムを公開していくという観点に加え(処遇カウンセラーの研修,活用),精神保健福祉センターや地域保健所等とも連携?

# 公認心理師に求められる役割・知識・技術

・司法・犯罪分野においては、犯罪や非行をした者について、犯罪や非行に至る原因や心理の分析、再犯・再非行のリスク評価、矯正・更生のための指導・助言、処遇プログラムの提供等を行う、その際には、当事者が必ずしも援助を求めていないという状況で信頼関係を築く必要がある。また、家庭内紛争など対立関係のある問題における当事者や子どもへの中立的な立場での関与も必要である。

面接や心理検査、認知行動療法等を中心に行う。さらに、当事者のみならず、当事者の身元引受人や更生に不可欠な関係者に対する助言・支援、犯罪被害者等に対する相談援助、犯罪や非行の防止に関する地域社会への情報提供等も行うことが求められる(公認心理師カリキュラム等検討会、2017).



# 参考書籍

刑事施設における性犯罪者処 遇プログラムに携わった専門 家たちが執筆

性犯罪の理論的考察, 性犯罪の心理臨床概論, 性犯罪の治療理論, 性犯罪臨床の実践アプローチ などを実践に即した記述

# まとめ

- ・認知行動療法に関するさらなる研修
  - → 処遇カウンセラーを含めた実務担当者のスキルアップ、実務担当者以外のR3の枠組みの理解
- ・R3の運用方法の体制整備・弾力化
  - → 認知行動療法専従チームの創設,調査と教育の機能的な連携,R3の指導形式の多様性,SV体制の整備,指導者のケア
- R 3プログラムの実施・評価方法
- → プロセス指標の考え方の導入
- ・社会内リソースとの機能的連携
  - → プログラムの公開や研修の実施,公的医療施設や 福祉施設,行政施設への情報提供,機能的連携